

民生福祉常任委員会記録

平成29年6月26日

【開催日】 平成29年6月26日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後2時20分～午後2時50分

【出席委員】

委員長	下瀬俊夫	副委員長	矢田松夫
委員	石田清廉	委員	小野泰
委員	三浦英統	委員	吉永美子

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山信義		
----	------	--	--

【執行部出席者】

副市長	古川博三	市民生活部長	城戸信之
市民生活部次長兼環境課長	深井篤	生活安全課長	吉村匡史
生活安全課課長補佐	亀崎芳江	生活安全課主査兼防犯交通係長	光井誠司

【事務局出席者】

事務局長	中村聡	主査兼庶務調査係長	島津克則
------	-----	-----------	------

【付議事項】

- 1 議案第30号 山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例の制定について（生活）

午後2時20分 開会

下瀬俊夫委員長 ただいまから民生福祉常任委員会を開催いたします。議案第30号、山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例の制定について、3月以降、継続審査を行ってきました。できるだけ6月議会で結論を出したいと思っておりますので、今日皆さんに集まってきました。この間、議論してきた点で、A3の資料を見ていただきたいんですが、前回若干議論となって、訂正あるいは追加した部分がこの中に書いてあ

ります。第1条の目的はいいですね。これは「空家等の活用促進による地域の振興」という文言を入れるということです。第2条については管理不適切空家等の内容をもっと明確にしようということで、「適切な管理がされておらず、特定空家等になるおそれのある空家等をいう」ということに修正をするということにいたします。それから、第4号の所有者等の定義を削除するということでもあります。ここについては前回確認をしたことでもありますが、これまでの議論について、少し読んで見たいと思います。左側です。第5条、第9条の所有者等の前に「空家等の」、「管理不適切空家等の」とあることから、第2条において定義すべき所有者等とは「空家等の所有者又は管理者」ではなく、一般的な不動産の「所有者又は管理者」のことであると思われる。新条例は第1条に特措法に定めるもののほかと定めているように、特措法を補完する条例であることから、特措法の規定と整合性をとる必要がある。特措法では所有者等の定義はなく、特措法第5条において、「空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」）」としている。これは略称規定であり、「所有者又は管理者」の略称を「所有者等」としたものだということで、第2条の所有者等の定義を削除するという措置を取りたいということです。第4条については、市の責務の中に「基本理念にのっとり」の文言を入れるということでもあります。第8条については、協議会の組織及び運営について必要な事項は規則で定めるということでもありますので、これは条例ではなく、規則で定めるものであるということでもあります。規則委任している「及び運営」、これを削除する。第9条の支援であります。これは、「助言その他必要な援助」ということで、特措法にあるこういう文言をこの間に入れる。基本理念については前回確認しましたように、第3条に基本理念の条を追加するということになります。ほぼこれで委員会として皆さんの合意を得てまとめられたというふうに理解しておりますが、まず、これについて御意見がありましたらお聞かせ願いたいと思います。（「なし」と呼ぶ者あり）これで皆さんの了解を頂ければ、今日は執行部も来ていただいておりますので、執行部の皆さんの御了解も含めて、28日の委員長報告の文章ができておりますので、各条文にそって、皆さんの御意見を頂きたいと思います。前段部分は委員長報告の内容ですから、第1条から読み上げますので、これについて御意見があったら言ってください。第1条、目的についてであります。新条例の目的は、空き家の適正管理の観点から定められ提案されていますが、空き家の利活用について規定しないのはなぜかという疑問が委員会の中で出され、執行部から特措法の中にあるので、あえて条文に書かなかつたと説明がされました。しかし、第4条の「市の責務」には、「空家等の活用促進に關す

る施策の実施」が含まれており、また第7条の「空家等対策計画」及び第8条の「空家等対策協議会の協議事項」には「空家等の活用」も含まれています。したがって、新条例には「空家等の活用」に関する規定も含まれ、かつ、今後の市の空家等対策の方針を明確にするためにも、「空家等の活用促進による地域振興」との文言を目的の中に加えるべきであるという結論に達しました。以上から、第1条の目的に「まちづくりの推進」の次に「並びに空家等の活用促進による地域の振興」を追加します。第1条の内容について御意見がありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、これでいきます。第2条、定義、第3号、管理不適切空家等についてであります。管理不適切空家等の定義では「適切な管理がされておらず、周辺的生活環境に悪影響を及ぼす空家等であるが、特定空家等でないもの」となっていました。しかしこの表現では管理不適切空家等と特定空家等との区別が不明確だという意見が出されました。管理不適切空家等というのは、特措法には規定がなく、本市独自の概念であり、新条例で規定した理由は「特定空家等ではないが、そのまま放置しておけば特定空家等になるおそれがある空家等に対し、それを未然に防ぐための手段を講じるため」と思われます。したがって、その趣旨が明確になるような定義とすべきであるという結論に達しました。以上から第2条、定義の第3号、管理不適切空家等の定義を「周辺的生活環境に悪影響を及ぼす空家等（特定空家等であるものを除く。）」を「特定空家等になるおそれのある空家等」に改めます。これについて御意見がありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）いいですか。では第2条、定義、第4号、所有者等についてであります。所有者等の定義は「市内に所在する空家等の所有者又は管理者をいう。」となっていますが、第5条、第9条の「所有者等」の前に「空家等の」、「管理不適切空家等の」とあることから、第2条において定義すべき所有者等とは「空家等の所有者又は管理者」ではなく、一般的な不動産の「所有者又は管理者」のことであると思われます。新条例は第1条に「特措法に定めるもののほか」と定めているように、特措法を補完する条例であることから、特措法の規定と整合性をとる必要があります。特措法では「所有者等」の定義はなく、特措法第5条において「空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）」としています。これは略称規定であり、「所有者又は管理者」の略称を「所有者等」としたものであります。以上から、第2条の定義、第4号の「所有者等」の定義を削り、基本理念の中で略称を規定することにします。これについて御意見がありましたら。

古川副市長 屋上屋になるということですね。

下瀬俊夫委員長　そうです。所有者等の条文の中に「空家等の」と入っているからね。二重になるんですよ。ということで、こういう議論になりましたので。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）第4条、市の責務についてであります。後ほど報告しますが、条例に基本理念を定めた場合、市は基本理念に基づき事業を行う責務があると考えます。今回、新たに条例の中に基本理念を追加することになりましたので、「市は」の次に「基本理念にのっとり」を加えます。これは城戸部長から提案がありました。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは第8条、協議会の委員構成についてであります。これは条文改正ではなく、委員長報告にとどめます。協議会の委員構成については、条例で規定すべきではないかという意見が委員会では出されました。協議会の委員構成について、特措法では首長以外の委員については例示程度で、具体的には各市町村の実情に応じて首長が定めることとされています。本市の場合、新条例第8条第3項で「協議会の組織について必要な事項は、規則で定める」と規定されています。以上の点から、特に条例の修正は行いませんが、委員構成は協議会の組織に関する事項であり、新条例で規則委任している以上、規則で定めるべきであるということを描きしておきたいと思っております。これは単なる指摘にとどめております。これは、執行部が規則の中できちんとうたうということになります。いいですか。

吉永美子委員　これは、かなり議論しましたですよ。

下瀬俊夫委員長　はい。

吉永美子委員　「指摘しておきたいと思っております」と柔らかくしないで、「指摘しておきます」としてください。

下瀬俊夫委員長　「指摘しておきます」ね。人柄が出ています。第8条、協議会、第5項の規則委任についてであります。「協議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める」とされていますが、特措法第7条第3項で「協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で定める」と規定されています。以上の理由で協議会の運営について規則で定めることは適当ではないので、第8条、協議会の第5項中「及び運営」を削ります。これは執行部からの提案がありましたので、これを取り入れました。いいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）第9条、情報の提供又は助言についてであります。現条例や特措法には必要な支援や援助についての規定が

ありますが、提案された新条例には、支援や援助の規定がないという意見が本会議や委員会が出されました。新条例第9条は管理不適切空家等が特定空家等となることを防ぐための方策を規定しているものですが、その方策は「情報の提供、助言、指導」のみとは限らないので、あらゆる方策を取ることができるように「その他の支援」も含めて規定すべきであります。また、管理不適切空家等は本市独自の空き家の区分であり、特措法第12条の「情報の提供、助言その他必要な援助」が適用される空き家でもあるため、整合性を取る必要があると考えます。以上の点から第9条の中の、「又は助言若しくは」を「、助言その他必要な援助又は」に改めます。以上ですが、執行部もいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）最後が基本理念についてであります。空き家の利活用も含んだ、新たな空き家対策に取り組むに当たって、基本理念を規定すべきではないかという意見が委員会が出されました。新条例は、協議会の設置のみではなく、特措法に規定されていない管理不適切空家等の取扱いや努力義務を義務規定にするなど、特措法の規定に上乘せした内容での改正となっています。つまり、国の方針以上に積極的に空き家対策に取り組む姿勢を示したものであるため、その姿勢を明確にするため、本市の基本理念を新条例に盛り込むことは非常に有効であります。委員間での協議や執行部との協議を重ねた結果、基本理念を以下のように定めます。「空家等に関する対策の基本理念は、次に掲げるとおりとする。（1）地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため、空家等の適切な管理を促進すること。（2）空家等が定住の促進及び地域振興のための有用な資源であることを認識して、活用を促進すること。（3）市、空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）及び市民等がそれぞれの役割を認識し、相互の理解と連携を図りつつ、協働して取り組むこと。」以上が基本理念であります。

吉永美子委員 申し訳ないんですけど、疑問をできれば解消させていただきたいんですが、（1）の地域住民の生命、身体「又は」ということは、いわゆる「アンド」ではないと思ってしまって、（3）の市、空家等の所有者又は管理者という部分と明確に分けるということを考えると、身体「及び」財産をとというふうにすると文章的におかしくなるんでしょうか。

中村議会事務局長 これは法律用語でありまして、国で定めております法制に関する法令用語の実施要領にうたっております。市の条例等もそれに基づいて作っておりますので、この場合は「又は」で表現するのが適当というところで判断しております。これは市の法制部局とも調整した上

での結果でございますので、そういった御理解でよろしく申し上げます。
こういった場合は「又は」を使うということでございます。

下瀬俊夫委員長 いいですか。執行部も何か言いたいことはありますか。いい
ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）附則の施行期日についてであります。
附則第1項中の施行期日が「平成29年4月1日」とあるのを、「公布の
日」に改めます。これは当然ですね。いいですね。（「はい」と呼ぶ者あ
り）

古川副市長 1条ずつ繰り下がるんですね。基本理念が入るから、3条以下が
繰り下がるんですね。

下瀬俊夫委員長 そうです。全体についていいですか。

城戸市民生活部長 いろいろ協議会等通じて、何度も貴重な御意見等頂いてお
りますので、最初は今後作成する空家等対策計画の中でしっかりと今の
基本理念等含めて定めていくということにしておりましたけれど、この
たび条例の中に基本理念を入れるということでございますので、先ほど
ありましたように、基本理念にしっかりとって、今後作成する予定
の対策計画もしっかり、この間の本会議でも申し上げましたとおり、危
険な家屋の除却以外に、そういった新たな空き家を増やさないような施
策も当然必要になってまいりますし、空き家の利活用による地域振興も
しっかりと図っていきたいということで、また計画の策定の中でしっかりと
協議させていただきたいと思っておりますので、今日のところは、こ
れ以外に意見はございません。

下瀬俊夫委員長 今日のところだけですか。いいですか。それでは今の修正事
項について、副委員長から提案をお願いしたいと思います。

（修正案提出）

矢田松夫副委員長 ただいま提出しました「議案第30号山陽小野田市空家等
対策の推進に関する条例の制定について」に対する修正案について説明
いたします。本議案は3月定例会で民生福祉常任委員会に付託された議
案であります。3月定例会での委員会質疑において、条例の目的や管理
不適切空家等に対する市の支援など、様々な疑問が生じ、継続審査とな
りました。委員間で協議を行い、先ほどの執行部との質疑も踏まえ、次

のとおり修正を行うものです。1、本条例には空き家の活用に関する規定も含まれていることから、条例の目的に「空家等の活用促進による地域の振興」を加えます。2、特定空家等と管理不適切空家等の区分が不明確なことから、管理不適切空家等の定義を「特定空家等になるおそれのある空家等をいう」に修正します。3、特措法の所有者等は「所有者又は管理者」の略称であることから、条例の所有者等の定義を削除します。4、管理不適切空家等は本市独自の空き家の区分であり、特措法第12条の必要な援助が適用される空き家でもあります。また管理不適切空家等が特定空家等となることを防ぐための方策として情報の提供、助言、指導に加え「支援」も必要であることから、「その他必要な援助」を加えます。5、協議会の組織及び運営について規則で定めるとされていますが、これは特措法と矛盾するため、「及び運営」を削除します。6、基本理念を定めることにより、市は基本理念に基づき事業を行う責務があることから、市の責務に「基本理念にのっとり」を追加します。7、本条例は国の方針以上に空き家対策に取り組む姿勢を示したものであり、その姿勢を明確にするためにも、基本理念を次のとおり追加します。空家等に関する対策の基本理念は、次に掲げるとおりとする。(1) 地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため、空家等の適切な管理を促進すること。(2) 空家等が定住の促進及び地域振興のための有用な資源であることを認識して、活用を促進すること。(3) 市、空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)及び市民等がそれぞれの役割を認識し、相互の理解と連携を図りつつ、協働して取り組むこと。8、施行期日を平成29年4月1日から「公布の日」に改めます。以上で修正案の提案についての説明を終わります。

下瀬俊夫委員長 今の修正提案について御質疑がありますか。(「なし」と呼ぶ者あり) 質疑を打ち切ります。討論のある方。(「なし」呼ぶ者あり) 修正案について賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

下瀬俊夫委員長 全会一致であります。残された条文、修正案を除く原案について討論のある方。(「なし」と呼ぶ者あり) 賛成の議員の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

下瀬俊夫委員長 全会一致であります。以上で修正案及び修正案を除く原案について全会一致で可決されました。

(執行部退席)

下瀬俊夫委員長 閉会中の継続審査事項について決定をします。お手元に配付されていますが、この内容でいいですか。

矢田松夫副委員長 これはこれでいいです。

下瀬俊夫委員長 なければ、この調査事項について賛成の議員の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

下瀬俊夫委員長 全会一致であります。以上で本日の委員会を終了します。お疲れでございました。

午後 2 時 5 0 分 散会

平成 2 9 年 6 月 2 6 日

民生福祉常任委員長 下 瀬 俊 夫